

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第927号)

平成23年3月4日

横 情 審 答 申 第 927 号

平 成 23 年 3 月 4 日

横浜市人事委員会

委員長 岡 部 光 平 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成22年9月16日人調第367号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成22年特定月日Aに開催した定例会における特定事件番号事案に係る  
審理資料」外7件の別添に示す個人情報に係る個人情報一部開示決定に対す  
る異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「平成22年特定月日 A に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料」外 7 件の別添に示す個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成22年特定月日 A に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料」外 7 件の別添に示す個人情報（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年 5 月11日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「条例」という。）第22条第 7 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の 2 第 1 項では、任命権者から懲戒処分等の不利益処分を受けた職員は人事委員会に対して不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができるものと規定している。人事委員会は、不服申立てを受理したときは、同法第50条に基づき審査を行い、当該処分が適法・妥当であるとするときは処分を承認し、違法又は不当であれば処分を取り消し、又は修正する。
- (2) 条例第22条第 7 号の該当性について
  - ア 人事委員会は、不利益処分についての不服申立てがあると、第三者機関としての立場からその処分の違法性・不当性を判断し、裁決によって処分の承認、修正又は取消しを行うこととされており、審理に当たっては中立・公正な判断を確保することが必要となる。
  - イ 3 人の委員による合議制の人事委員会において、中立・公正な判断が行われるためには、それぞれの委員が自由な意見を率直に述べて、互いに反論し議論を尽くすことが不可欠となる。

ウ しかし、人事委員会の審理の過程での議論・検討の内容が開示され、議論の変遷や委員の個々の意見・見解が公開されることが前提になると、異議申立人（以下「申立人」という。）やその他の関係者が、裁決書案等の資料の表面的な誤り等を指摘し、裁決の中立性・公平性について一面的な非難等をするおそれがあり、人事委員会委員がこうした非難等を受けることを避けようとして、人事委員会において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。

エ 本件個人情報のうち、人事委員会の審理の過程での議論・検討の内容がわかる部分、すなわち、不服申立ての概要・事案の経過、参考条文及び参考新聞報道を除く部分については、人事委員会の審理の過程での議論・検討に係る情報で、審理の内容や変遷が把握できるものであり、公開されると、人事委員会において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、他の案件の審理等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示とされた黒塗り部分と特定月日 E、特定月日 F、特定月日 G 及び特定月日 H の会議に提出された裁決書案の開示を求める。
- (2) 非開示とされた黒塗り部分のうち、私に関するものは個人情報に該当せず、議論・検討の内容に関する部分は決定に至る経過と考えるなら、非開示とする理由には当たらないと考える。何が、なぜ黒塗りになったのかの説明がないため納得できない。そもそも情報公開の精神は、行政の決定における判断過程の公開を求めるもので、人事委員が個人情報の保護対象とはならないことは明らかである。
- (3) 実施機関は、「審理に当たっては中立・公正な判断を確保することが必要となります。」と主張するが、情報公開は結果を公表するものであり、中立・公正な判断の確保とは何ら関係するものではない。特に、資料としての裁決書案については、中立・公正な判断とは無関係であり、開示されてしかるべきものとする。被処分者本人である私には処分に至る経過を知る権利があり、それを担保するものが情報公開である。裁決書の中で事実誤認があるので、事実誤認がなぜ起きたのか経過が知りたいだけであり、すべての審議経過は議事録に含まれていると思う。どの委員がどのような発言をしたのかを知りたいのではなく、どのような審議がされて裁決に至ったかのかがわかればよい。

## 5 審査会の判断

### (1) 実施機関の不服申立ての審査について

ア 法第7条第1項の規定により、指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、実施機関は、横浜市人事委員会の設置に関する条例（昭和26年6月横浜市条例第30号）第1条に基づいて設置されている。

イ また、法第49条の2第1項では、任命権者から懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができることとされている。不服申立てを受理したとき人事委員会は、法第50条第1項に基づき直ちにその事案を審査しなければならないとされている。同項に規定する審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するために必要でかつ適切な措置をさせる等その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

ウ このように人事委員会は、懲戒処分等の不利益処分を受けた職員が提起した不服申立てに対し、その審査を行い、当該処分の適法・妥当を判断する裁決機関である。本来、不服申立ては、被処分者に自己の権利利益を守る機会を与えるものであり、当該申立てに対し人事委員会は、事実関係や情状等について確認した上で懲戒処分等の適法・妥当を判断する。一般的に被処分者にとって懲戒処分等によって受ける不利益は重大なものであることから、審理に当たっては、合議制による審理において各委員が自由な意見を率直に述べ、互いに反論し批判し合うなど議論を尽くすことが必要不可欠である。

### (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、別添に示す1から8までの年月日に開催された人事委員会定例会において、申立人に係る特定事件番号事案を審理するために人事委員会及び同事務局で作成した資料である。

当審査会で見分したところ、本件個人情報は、平成20年特定月日に審査請求書が提出され、要件審査を行った後の最終的な判断に至るまでの情報であって、その内容によって次のアからエまでに分類できると認められた。

ア 「特定事件番号事案の審理」と題された事案の概要及び経過等が記載された資料

イ 両当事者から提出された資料

ウ 「裁決の方向性の検討」又は「裁決の方向性」と題された審理内容を要約、検討するために作成された資料（以下「方向性資料」という。）

エ 裁決書の案文

さらに、方向性資料は、審理内容を要約したり、論点等を整理したりした部分（以下「論点等整理部分」という。）、審理の参考となる判例について整理した部分（以下「参考判例等引用部分」という。）及び審理の参考となる法令等の条文や新聞報道を引用した部分（以下「法令等引用部分」という。）に細分化することができる。本件処分において実施機関は、上記分類のうち方向性資料の論点等整理部分及び参考判例等引用部分並びに裁決書の案文（これらを総称して以下「本件非開示部分」という。）について、条例第22条第7号に該当するとして非開示としているため、以下、この点について検討する。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分を開示すると、人事委員会において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、他の案件の審理等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため本号に該当し非開示としたと主張しているため、当審査会では、平成22年12月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審理資料のうち審理の過程での議論・検討に係る情報で、審理の内容や変遷が把握できるものを公開すると、着眼点や審理の方向性がわかってしまう。また、今後の事案の審理に影響を与えてしまうおそれがある。

(イ) 裁決書の案文については、審理の着眼点かわかるか否かで内容を精査したが、裁決書に至る途中のものであり審理過程において内容が変わる要素があるので、誤解を招くもとになると考えた。また、裁決書は不服申立人に送達されるものであり、人事委員会における議論はすべて裁決書に表れていて詳細は反映されているため、途中の資料は開示できないと判断した。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 人事委員会は、職員からの不服申立てに対し審査を行い、その審査の結果に基づいて判定を行うが、人事委員会の不服申立てに対する最終的な判断は、裁決書という形で不服申立人に送達される。裁決における判断は、公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることになると、裁決に対する信頼が低下することになる。

(イ) 方向性資料のうち論点等整理部分及び裁決書の案文は、審理の途中の過程において、そのときどきの議論や両当事者の主張を要約したり、議論の内容を反映して次回の審理のために作成されているものであって、審理の内容や変遷がある程度把握できるものである。また、方向性資料のうち本件における参考判例等引用部分は、審理の方向性を推測し、又は審理途中のある時点までの審理内容を踏まえて、一定の観点から作成され、又は収集されているものであって、開示することにより、人事委員会が審理途中において何に着目していたのかが明らかとなり、又は推測することが可能となる。

しかし、一方において、これらの資料、すなわち本件非開示部分だけでは審理の内容と過程がすべて把握できるというものではなく、議論の変遷や個々の委員の意見がどのようなものであったか、検討過程で各資料がどのように考慮されたか等の詳細は明らかにならない。そのため、不服申立人及びその他の関係者がこれらを見ても、裁決への理解が深まるとは限らず、かえって、議論が尽くされていないのではないか、資料の取捨選択を誤っているのではないか等の誤解や非難を招き、裁決の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

したがって、本件非開示部分を開示すると、裁決の公正さ、客観性に無用な疑いを抱かせ、裁決に対する信頼を失わせるおそれがあると言える。

(ウ) また、人事委員会の調査審理手続は不服申立手続の一環をなすものであるから、本件非開示部分を開示すると、不服申立人及びその他の関係者が裁決書の案文等の表面的な誤りや表現上の不適切さ、資料の取捨選択を誤っているのではないかと指摘し、裁決の公正さ、客観性について一面的な非難等をするおそれがないとは言えない。

このため、本件非開示部分を開示すると、一面的な非難等を受ける事態を避けるため、人事委員会の審理において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。

(I) 以上のことから、本件非開示部分は、開示すると、裁決の公正さ、客観性に無用な疑いを抱かせ、また、人事委員会の審理において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、人事委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、本号に該当すると判断した。

(4) 付言

本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書において実施機関は、非開示とする部分の概要を「人事委員会及び同事務局で作成した資料のうち、人事委員会の審理の過程での議論・検討の内容がわかる部分」と記載している。このような記載は、開示請求者において非開示部分が具体的にどのような部分であるか了知することに困難をきたすものである。

実施機関においては、決定通知書の記載についてより明確にするよう、今後十分に留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別添 本件個人情報の内訳

- 1 平成22年特定月日 A に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 2 平成22年特定月日 B に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 3 平成22年特定月日 C に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 4 平成22年特定月日 D に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 5 平成22年特定月日 E に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 6 平成22年特定月日 F に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 7 平成22年特定月日 G に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料
- 8 平成22年特定月日 H に開催した定例会における特定事件番号事案に係る審理資料

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月16日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年9月28日 (第177回第二部会) 平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・諮問の報告
平成22年10月1日 (第108回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年10月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年11月19日 (第110回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年12月3日 (第111回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年12月17日 (第112回第三部会)	・審議
平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・審議
平成23年2月4日 (第114回第三部会)	・審議